

令和7年2月

令和6年司法試験に関するアンケート調査結果に関する報告書

法科大学院協会司法試験等検討委員会

1. まえおき

法科大学院協会司法試験等検討委員会は、令和6年7月に行われた司法試験について、すべての法科大学院を対象としてアンケート調査を行い、会員校全35校から回答を得た。多忙の中、ご協力いただいた各校の責任者・担当者の方々に厚く御礼申し上げたい。

調査は、これまでと同様、法科大学院教員の立場からみて、各科目の試験内容を適切と評価するかどうかを尋ね、その理由の記載を求めるとともに、末尾に試験全体につき意見を記載してもらった形式で実施した。出題趣旨・最低ライン点の設定について、という例年どおりの設問に加えて、昨年と同じく出題趣旨及び採点実感についての一般的意見、さらには在学中受験との関係での試験のあり方についても意見を募った。

この報告書は、回答集計と付記された理由・意見を取りまとめたものを各委員に送って関係分野についての評価を依頼し、その結果を報告書案にまとめて全委員に回覧した上で作成したものである。

回答校の割合は、短答式全体で平均69.8%（昨年度は72.2%、一昨年度は87.6%）、論文式試験必須科目全体で平均85.7%（昨年度は76.6%、一昨年度は81.6%）、論文式試験選択科目については平均49.6%（昨年度は42.7%、一昨年度は55.0%）となっている。回答方式をウェブフォームとしたことで、昨年・一昨年と回答率が下降傾向にあったが、下げ止まりがみられるようになった。各校の関係各位のご協力に改めて感謝申し上げる。

会員各校には、毎年、本アンケートへの対応にあたって多大なご負担をおかけしている。しかし、法科大学院制度が大きな転換点を迎つつある現状において、司法試験の動向を注視することは法科大学院にとって極めて重要なことである。その関連において本アンケートは重要な意義を有するところ、本アンケートの価値及び信頼性を維持するために、今後も引き続きご協力をお願いしたい。

回答内容全体を概観すると、「適切」「どちらかといえば適切」とする積極的評価の割合は、短答式試験については89.0%、論文式試験については、必須科目が89.5%、選択科目が80.6%である。昨年・一昨年の数値は、短答式試験が94.9%・91.3%、論文式必須科目が90.2%・81.4%、論文式試験選択科目が78.9%・76.6%であるから、試験問題に対する積極的評価は、高い水準で安定しているといえる。

分野ごとの評価をみると、短答式における積極的評価の割合は、民法が97.0%、刑法

が96.8%と、昨年に引き続き高水準であったのに対して、憲法が70.4%と、昨年の95.7%より大きく低下したことが目を引く。一般的には、当該科目内の全分野にわたって出題がなされていること、条文と判例に関する基本的かつ正確な理解を問うものであったこと、求められる知識レベルが適切であること、といった点が好意的な評価の理由として挙げられるため、本年の憲法に関してはそれらと異なる受け止め方が多かったものと考えられる。詳しい内容については、本報告書中、担当委員による取りまとめ（4頁）を参照されたい。

論文式必須科目においても、積極的評価が多数であることは例年どおりだが、民事訴訟法と刑事訴訟法の評価がとりわけ高かった（96.6%、96.8%）。両科目に限らず、積極的評価の中で寄せられた意見の多くは、当該科目及び出題された論点について、受験者の基本的な理解を試すものであったことを指摘している。在学中受験の開始に伴い、受験までの実質的な学習期間が短縮されたことから、特段のひねりを加えないオーソドックスな出題がなされることへの要請はこれまでと同様かそれ以上に高まっているものと考えられる。これに対して、いずれの科目においても、難解である場合や分量が多い場合などに、やや厳しめの評価となる傾向がみられる。本年は、商法の出題に関する積極的評価の割合が昨年の93.1%から下落し、76.7%にとどまった。詳細については、本報告書9頁以下を参照されたい。

論文式選択科目は、全体としては積極的評価が80.6%（昨年は78.9%）であった。在学中受験に伴い準備期間が限定される中で、基礎的な出題への要請はとりわけ高いものと思われるが、その観点からも概ね好意的な評価を得たといえる。

出題趣旨については、いずれの科目でも、詳細かつ丁寧な解説がなされている点に肯定的な意見が多く寄せられた。出題趣旨は、受験生にとっての学修の指針となるだけでなく、法科大学院教育においても大いに参考にすべきものともなる。注目度が高いゆえに、各科目の内容についての具体的な意見が寄せられるなかで、個別の設問の趣旨に対する疑義を述べる意見や、さらに踏み込んで採点方針をより詳細に明らかにすることを期待する意見がみられた。出題趣旨の内容や書きぶりについては、引き続きの精査を期待したい。

最低ライン点の設定については、複数の会員校に共通するような、特筆すべき意見は見られなかった。

出題趣旨及び採点実感についての一般的な意見を募ったところ、各科目にわたり多数の意見が寄せられた。本年の出題趣旨に対する評価と同様に、出題趣旨と採点実感のいずれも詳細な内容が公表されていることが肯定的に受け止められるとともに、さらに詳しい説明を期待する意見がみられた。とりわけ、解答の指針や採点基準がより具体的に示されることを求める意見が複数あった。

在学中受験等の制度変更との関係で、当該科目の教育のあり方並びに司法試験のあり方を尋ねる質問に対しても、各科目の立場から多様な回答が寄せられた。2年次に多くの科目

が配当されるようになったために、学生の負担が増していることや段階的学修が困難となることへの懸念が指摘されている。在学中受験及び在学中合格者が主流になりつつあることに伴い、教育内容及び学生の学修姿勢に生じる変化は、今後も注視する必要がある。

試験全体について及び司法試験のあり方についても各大学から様々な意見が寄せられた。詳細については回答付記意見を参照していただきたいが、CBT（パソコン受験）については、現在検討が進められている実施方式に対する懸念が多く指摘された。とりわけ、問題文及び条文をいずれもPC画面でまかなうことに対する懸念や、下書き用紙の配付が必須であることの認識は、当該概ね共有されているものといえる。令和8年の実施に向けて、法科大学院側への情報提供等が適切な時期に行われることを引き続き期待したい。

本アンケートは現行司法試験が始まったときから継続して実施されているものであり、司法試験のあり方を考える際の基礎資料として重要であるのはもちろんのこと、法科大学院協会のHP上で公開し、また、各種の催しなどでその内容を紹介するなどして、広く試験のあり方について考えてもらうための素材を提供するものでもある。例年、日本弁護士連合会のシンポジウム（2025年2月15日に開催予定）や法務省の司法試験検証担当審査委員会会議においても本アンケートの内容が紹介されており、特に、後者では今後の試験のあり方について議論する際の材料として本アンケートの活用が期待されている。このようなパイプを通じて、本アンケートに寄せられた意見は、試験のあり方を検討する場で参照され、そこでの議論に反映されていることをご理解いただきたい。今後も引き続き、本アンケートにご協力をお願いする所以である。併せて、法科大学院制度を中核とする法曹養成制度のあり方の再検討が進められている中で、政府の関連会議等において、本アンケート調査結果及び寄せられた意見等に十分な考慮を払われるよう要望したい。

※以下の記述中、無回答の割合を示すパーセンテージ表記は回答・無回答を含む総数を母数としたものであり、その他のパーセンテージ表記は当該分野に係る無回答を除く数値を母数としたものである。

2. 短答式試験について

(1) 憲法分野

アンケートへの回答があった35校のうち、憲法の短答式試験については、無記入が8校であり、記入があったのは27校であった(昨年度は36校のうち23校が記入、一昨年度は35校のうち28校が記入)。記入のあった27校のうち、「適切」と回答したものが5校18.5%(昨年度は回答23校のうち15校65.2%、一昨年度は回答28校のうち15校53.6%)、「どちらかといえば適切」が14校51.9%(同7校30.4%、8校28.6%)、「どちらともいえない」が5校18.5%(同1校4.3%、4校14.3%)、「どちらかといえば適切でない」が2項7.4%(同0校0%、1校3.6%)、「適切でない」が1校3.7%(同0校0%、同0校0%)という結果であった。

昨年度・一昨年度と比較すると、今年度は「適切」の評価が大きく減り、「適切」と「どちらかといえば適切」とを合わせても70.4%(昨年度95.7%、一昨年度82.1%)となるなど、全体としてかなり厳しい評価となった。

付記された個々の意見を見てみると、細かすぎる、実務にあまり関係がない、論理的関連性の作りが甘い、といった趣旨の批判が散見された。このように受けとめられたことが、厳しい評価になった理由であると思われる。

他方、バランスが良い、万遍なく出題されている、基本的な難易度の問題が多数である、などの肯定的な意見も少ないわけではない。

また、今年度は、内容的疑問も含め、個別の設問についての具体的な意見が多かった。それらについては回答付記意見を直接に参照されたい。

(2) 民法分野

短答式の民法分野について回答があったのは31校であった。出題内容について「適切」とするのが22校(66.7%。昨年度は53.6%)、「どちらかといえば適切」とするのが10校(30.3%。昨年度は42.9%)、「どちらともいえない」とするのが1校(3.0%。昨年度は3.6%)、「どちらかといえば適切でない」とするのが0校(0%。昨年度も0%)、「適切でない」とするものは0校(0%。昨年度も0%)であった。「適切」・「どちらかといえば適切」と答えた割合は、例年同様9割以上の高い水準であるが、昨年度と比較すると、積極的な肯定的評価が増加した。

自由記述欄においては、偏りなく幅広い分野に関する条文や判例についての基本的な知識として必要な内容を的確に問うものであった点を評価するものが多く見られた。他方で、例年と同様、やや細かすぎる点を問う設問があったことを指摘するものが見られた。

(3) 刑法分野

短答式試験の刑法分野について回答があったのは31校（昨年度は27校）であった。

回答は、「適切」とするのが19校（61.3%。昨年度は10校）、「どちらかといえば適切」とするのが11校（35.5%。昨年度は15校）、「どちらともいえない」とするのが0校（昨年度は0校）、「どちらかといえば適切でない」とするのが1校（3.2%。昨年度は2校）、「適切でない」とするのは0校（昨年度は0校）であった。「適切」と「どちらかといえば適切」の積極的評価を示すものがあわせて30校（96.8%）となっており、昨年の92.6%に続きかなり高い数値を維持している。昨年度と比較し「適切」の割合が増加する一方、「どちらかといえば適切」が減少しているが、昨年度の短答式試験においては、受験者全員が正答と扱われた設問があったことから「適切」の割合が低下していたと解することでき、今年度は令和4年以前の高い評価に戻ったといえよう。今年度の問題は「適切」の割合が高く、否定的評価も1校にとどまっていることからすると、総じて好意的に評価されていると思われる。

回答に付された理由を見ると、「分野の偏りなく、基礎事項の理解を問う出題」、「基礎的な知識や判例の一般的理解を問うことに適した内容・難易度」といった出題分野や難易度につき好意的な評価が多く見られた。「技術的な試験対応力の有無があまり影響しないと考えられる」、「肢の個数を問う問題がなくなった」や、会話形式の問題、事例形式の問題といった出題形式を肯定的に捉える回答も見られた。他方、「やや難易度が高い」問題があったとする意見や、「特定の学説を偏重する傾向」といった意見、「不明瞭」を指摘する意見も出されており、詳細は回答付記意見をご参照いただきたい。また、上記で紹介した以外にも多くの意見が寄せられており、あわせてご参照いただきたい。

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(a) 憲法分野

アンケートへの回答があった35校のうち、憲法の論文式試験については、無記入が9校であり、記入があったのは26校であった（昨年度は36校のうち25校が記入、一昨年は35校のうち28校が記入）。記入のあった26校のうち、「適切」と回答したものが14校53.8%（昨年度は25校のうち10校40.0%、28校のうち4校14.3%）、「どちらかといえば適切」が10校38.5%（同11校44.0%、14校50%）、「どちらともいえない」が1校3.8%（同2校8%、7校25%）、「どちらかといえば適切でない」が1校3.8%（同2校8%、3校10.7%）、「適切でない」が0校0%（同0校0%、0校0%）という結果であった。

昨年度と比較すると、「適切」の割合が大きく増え、「適切」と「どちらかといえば適切」

とを合わせた肯定的な評価が 92.3%であった。過去 5 年間の肯定的評価の割合は古い順に 81.6%、91.1%、85.1%、64.3%、84.0%と推移してきたから、今年度は特に高く評価されている、といえる。

付記された個々の意見を見てみると、難易度が基本的であった旨を指摘するものが多い。法科大学院生がしっかり勉強してきたであろう論点について、基本的な判例を理解しているか、問題を適切に分析できるか、説得的に論述できるか、などを問う良問であったという趣旨の評価がなされている。他方、改善を求める意見はあまり多くはなかったが、事案に含まれる情報をもう少し増やすべきなどの指摘があった。法案審査型の設問が続いていることについては肯定・否定双方の意見があった。

「出題趣旨に関する意見」としては、これから受験する学生の教材としても有用であるなど、説明の詳細さを好意的に評価するものが多い。ただ、出題趣旨の具体的な記述について疑問を提起する意見もあるので、回答付記意見を直接参照してもらいたい。

「最低ライン点の設定」については、あまり意見はなかった。

「採点実感に関する意見」もあまり記述はなかったが、公表時期の早期化を求める意見があった。

「当該科目の試験のあり方」については、多様な意見があり、直接に回答付記意見を参照されたい。総じて、基本的・標準的な論点を問う近時の出題傾向を、在学中受験にも適合するとして肯定的に意見するものが多い。他方で、そもそも在学中受験に適合しようとする、試験に効率的に合格するための教育を加速させることになるのではないか、という懸念も表明されている。

(b) 行政法分野

回答を寄せた 28 校のうち、「適切である」と評価したのが 15 校(53.6%)、「どちらかといえば適切である」が 11 校(39.3%)、「どちらともいえない」が 1 校(3.6%)、「どちらかといえば適切でない」は 1 校(3.6%)、「適切でない」は 0 校(0.0%)であった。無回答は 7 校(20.0%)であった。昨年は「適切である」との評価が 41.4%であったのと比べると、本年はかなり評価が高くなっているが、一昨年は、「適切である」と評価したのが 73.1%、さらに一昨昨年が 64.7%と、行政法の論文試験の評価は例年高い傾向にあるため、本年はまだそこまで及ばないが、その傾向に戻りつつあるとみることができよう。本年のアンケート結果でも、「どちらかといえば適切である」の 39.3%を加えると、積極的評価が 92.9%となるため、ほとんどの法科大学院が高く評価しているといえることができる。

本年度の問題について、「適切である」とした回答に付記された意見をみると、「基本的な論点を問いながらも、受験生の実力を適切に評価できるよう工夫されていた」、「訴訟要件の問題、本案そのものの問題、本案主張制限の問題のバランスがとれていた」、「判決の射程を十分に理解しているかを試す出題である」、「取り上げるべき論点や、参照すべき判例は、

必ず知っておくべきものであり、きわめて適正である。それゆえに、落ち着いて主要な論点や判例、知識を想起して解答できた場合に、得点が得られたと思われる。結果として、行政法のスタンダードな理解力を測る、適正な問題である」、「行政法上の主要な論点をバランスよくカバーし、また条文を丁寧に読ませる問題であった」、「問題文と関係法令から法制度の仕組みを正確に読み取り、問題状況を的確に整理した上で、基本判例や基本的知識を踏まえて論じることが求められており、法曹実務家としての適性の有無、程度を測定するのに適した試験内容である」等、法科大学院の学習で対応できる基本的論点でありながら、実力を測れる良問であるとのコメントが多く寄せられている。

「どちらかといえば適切」との回答に付記された意見の中では、「法科大学院における学習の到達度を測定するという観点からは、適切な出題であるといえる」、「代表的な判例の理解を前提に個別行政法の仕組みを解析させる問題であり、良く出来ている問題と思う」、「個別法に特有の仕組みの理解が必要となるが、解説、誘導が詳しくなされており、聞かれている論点はオーソドックスである」等の積極的コメントがある一方で、「冒頭で制度の概要を説明するのは良いと思う。他方で、制度の複雑なところは図示する、(従来の本試験でも見られたように)手掛かりにすべき判例がある場合は、会議録で示す等の配慮があっても良かったのではないか」、「計画の処分性のところで、平成 20 年の浜松土地地区画整理事業最判、平成 4 年の阿倍野第二種再開発事業最判についても、会議録で提示しておいたほうが、他の設問とのバランス上良かったのではないか」、「処分性や違法性の承継の論点は重要な論点であるものの、過去にも複数回出題されており、やや偏りがあるようにも思われる。できるだけ多様な論点を扱うようにしてほしい」、「実体的違法事由については、条文からの要件の読みとりとその意味の解釈および当てはめが、薄くならざるをえない嫌いがある。手続的違法事由については、違法事由そのものは都市再開発法施行令 4 条 1 項各号に該当するか否かの判断のみであり、実力を問うのに適した出題であるとは思えない」等の具体的指摘がなされている。

また、本年の出題のテーマが第一種市街地再開発事業であることに関しては、「受験生にとってはやや難しいかもしれない」、「約 1 ページにわたる『市街地再開発事業の制度の概要』が形式面で目新しく、ここで面食らった受験生もいたようである」、「全体的に、市街地再開発事業を詳しく知っているか否かで大きく難易度の分かれる問題であったと思われる。そうであるからこそ、冒頭で制度の概要が説明されたのだろうが、制度を知らない受験生はこの説明を読解するのに相当の時間を要し、設問の解答に当てる時間が足りなくなったのではないかと推測される。もう少し単純な事案のほうが受験生の実力を測るには適切ではないか」、「関係法令がやや複雑であり、これを分析検討する時間が一定程度必要になると思われるところ、解答時間としては、ややタイトであったのではないかと推察される」などの指摘もなされている。また、設問 2 の違法性の承継については、「出題に際して、違法性の承継についての判例情報があまりにも親切に盛り込まれすぎているところがあり、こうした点については、基礎知識の確認のためにも盛り込むべきではなかったと考えられる」と

の指摘や「特定の判例を前提とした出題は、ともすれば判例の知識の断片的暗記という学習態度を助長しかねないことについては、今後の出題において留意されるべきであると思われる」とのコメントも寄せられている。

「どちらともいえない」との回答の付記意見では、「法制度紹介に多くのスペースを割く形式となっており、正確さを期すためとはいえ、限られた試験時間の中でどこまでの資料を受験生に提示し、執筆時間を確保させるべきなのか課題が残ったようにも思われた」との指摘があった。

また、「どちらかといえば適切でない」との回答の付記意見では、「問題文が過度に複雑化、長文化しないように配慮されてきた近年の傾向に逆行し、制度の説明だけで1頁、関係法令に4頁を費やすなど、過度に複雑であり、2時間という限られた時間で法科大学院の学修の成果を試すものとしては疑問がある」、「近年の傾向と異なり参照すべき判例（特に最判平成20年9月10日）が明示されていないが、…平成20年判決を十分に勉強していたにもかかわらず、その成果を生かせなかった者も少なくないのではないかと危惧される」、「違法性の承継について、平成21年判決の規範が会議録に記載されていることの意図が不明である」等の指摘がみられた。

行政法の問題については、例年かなり高い評価がみられていたが、昨年度、本年度については、やや低めになっている（他の科目と比べると低いとは言えない）。ただ、昨年度と比べると「適切である」とする回答が増え、「どちらかといえば適切」を加えると、約93%となっており、概ね高い評価がなされているとみることができよう。本年度の問題は、市街地再開発事業に関する出題であったため、受験生にとってやや難しいとのコメントや、制度の概要説明に多くのスペースが割かれていることへの問題点の指摘もあったが、総じてみると、問題文と関係法令から法制度の仕組みを正確に読み取り、問題状況を的確に整理した上で、基本判例等を踏まえて論じることが求められ、法曹実務家としての適性を測定するのに適した問題であるとの評価が多くなされている。なお、行政法の出題では例年、会議録等を用いて補足説明がなされているが、各設問で、参照すべき判例を提示すべきか、参照すべき判例を提示した場合にその内容についてどの程度詳細に記述すべきかについては、出題者にとっても判断が難しいところであろうと推察するが、本年度の問題についても法科大学院から多くの意見が寄せられているため、参考にしていただきたい。

出題趣旨・最低ライン点の設定についての意見としては、特に、今年度の出題趣旨が、例年より詳細なものになっていることについて、高い評価が多く寄せられた。「出題趣旨の説明が例年よりも詳細かつ丁寧になり、学生に歓迎されるものと思われる」、「例年よりも出題趣旨が丁寧に説明されていて参考になった」、「従来の出題趣旨と比べて、論点についての基本的な処理の仕方が明記されており、受験生が学修を進める上で有意義と思われた」、「従来よりも出題趣旨が詳細で、学習の指針が明確に提示されているという点で好ましいと考えられる。来年度以降も同様の扱いがされることが望まれる」などの多くのコメントが

寄せられている。

また、出題趣旨及び採点実感に関する意見としては、「学習の指針の明確化という観点から、可能な限り詳細な内容を示すことが望まれる」、「今後も、答案に求められる水準につき、詳細な説明がなされることが望ましい」、「出題の趣旨の内容は詳細であり、この傾向を維持していただきたい」等のコメントが寄せられている。なお、「採点実感等に記載されている内容と出題趣旨とが必ずしも整合しない年度があるため、採点実感等は出題趣旨とは独立に採点者の感想を示したものであることを強調するか、出題趣旨と法構成が合致しない採点実感は公開対象としない方がよいと思われる」など、採点実感の内容についての具体的指摘もみられた。

なお、行政法の試験のあり方についての意見として、多くの意見が寄せられたので、紹介しておきたい。「在学中受験により司法試験までの学習期間が短くなっているからこそ、条文からの要件の読みとりと、その解釈および当てはめという、法の解釈適用の基礎的な能力を着実に身につけさせることがいっそう求められるようになってきている。司法試験の出題も、そうした能力をストレートに問うものが望ましい」、「在学中受験制度の導入に伴い、2年次の必修科目の負担が増えたこと、さらに既修者の場合には入学から司法試験までの期間が1年余となったことから、学生によっては授業の進度に追いつくのが難しい様子が見受けられる。そこで、今後の出題においても、法科大学院の教育内容を踏まえて基本的な理解を問う出題が続くことを期待している」、「基本的知識をふまえて、それを具体的な事案に落とし込むという能力が今年度の試験ではより強く問われたように感じている（とくに違法性の承継に関する設問 2）。この傾向は、基本的には望ましいものであると考えている」、「本校では、2年次までに行政法科目の概ねの範囲を扱うため、特に変更すべき点はないものと考えている」、「行政法に関して言えば、早い段階で受験機会を与えようという趣旨の制度設計には無理がある。しばらく前までは、法学部出身者が未修コースに入ってきて、1回の受験で合格するというケースが結構見られた。その人たちは、民法等の基本的な科目で自信をもてなかった箇所を1年目に補強できるので、2年生から始まる行政法の講義に余裕をもって取り組めていたと思う」などのコメントが寄せられた。在学中受験との関係で、行政法について司法試験までの学習期間が短くなっていることから、司法試験の出題についても、法科大学院の教育内容を踏まえて基本的な理解を問う出題を望む等の要請が多いことを指摘することができよう。

(2) 民事系

(a) 民法分野

論文式の民法分野について回答があったのは 33 校であった。出題内容について「適切」

とするのが 20 校 (60.6%。昨年度は 34.5%), 「どちらかといえば適切」とするものが 10 校 (30.3%。昨年度は 55.2%), 「どちらともいえない」とするものが 3 校 (9.1%。昨年度は 6.9%), 「どちらかといえば適切でない」とするものが 0 校 (0%。昨年度も 0%), 「適切でない」とするものが 0 校 (0%。昨年度も 0%) であった。「適切」・「どちらかという適切」とする割合は昨年度に引き続いてほぼ 90%という高い割合であるが, 昨年度と比較すると, 積極的な肯定的評価が増加した。

個別意見および出題趣旨等についての意見の中で肯定的理由としてあげられているものは, 基本的な事項の正確な知識やその応用, あるいは論理的思考力を問うものである, 出題範囲としてもさまざまな分野に及ぶものであり適切であるといったものである。今年度も, 昨年度と同様, 出題対象が法科大学院の一般的なカリキュラムにおいて取り扱われるようなオーソドックスなテーマであったことを肯定的に評価するものが多く見受けられた。今年度の出題に対する疑問点・改善すべき点については, 従前指摘されてきた問題文の長さについての指摘はほとんど見られず, また設問の多さやそれに伴う検討すべき事項の多さ (あるいは時間制限の厳しさ) についての指摘が依然としてみられるものの, 昨年度と同様, その数はかなり減少しているように見受けられる。ただし, 論理的思考力を問う内容やその割合が減少しているとの指摘やそれに対する懸念があることも注意を要する。

出題の趣旨に関しては, 詳細かつ丁寧であってわかりやすく, 学習上の参考になることを評価する意見が多く見られたのは例年通りである。ただし, 判例など一定の立場を前提として検討することを要求するような書きぶりがなされている箇所については, 一定のアプローチのみを評価するようにも見え, これに対する警戒感・危惧感を示す指摘も見られた。なお, 最低評価の設定について言及した意見は少数であった。

在学中受験等の近時の試験制度のあり方との関係では, 在学中受験制度の導入に際して各校が対応に苦慮していることがうかがわれる記述が多く見られた。すなわち, 実質的に 3 年次前期までに学習を終了しなければならないことでカリキュラム上の困難や教員・学生の負担増を招いていること, あるいは, その解決のために複数の授業・コースの設定や民法科目の単位数の削減が試みられていることなどが指摘されており, 学習・教育に多くの影響が生じていることが浮き彫りになっている。

(b) 商法分野

論文式試験の商法分野について回答のあった法科大学院は 30 校 (85.7%。昨年より 1 校増加) で, 5 校 (昨年より 2 校減) が無回答であった。

回答した法科大学院のうち, 「適切である」との回答が 11 校 (36.7%。昨年より 6 校の減少), 「どちらかといえば適切である」との回答が 12 校 (40.0%。昨年より 2 校の増加) で, 肯定的な回答をした法科大学院の数は 23 校 (76.7%) で昨年より 4 校減少した。

「適切でない」とする回答は 0 校だったが, 「どちらかといえば適切でない」とする回答

が2校(6.7%。昨年より2校増加)あり、4年ぶりに否定的な回答があった。「どちらともいえない」とする回答は5校(16.7%)で、昨年より3校増加した。

問題の内容については、会社法の基本的な論点に関し、制度の趣旨の基本的理解をもとに、具体的事案における問題解決能力を試す問題であり、受験生の思考力や応用力を試す問題であると肯定的に評価する回答が多数であった。実務上の重要論点や近時の裁判例を題材にした出題であることを評価する回答もあった。もっとも、設問1の小問1については疑問を呈する相当数の回答があり、このことが、今年、否定的な回答が増えた最大の原因であると思われる。また、設問1も設問2も株主総会決議の瑕疵が主要な論点となっており、論点が偏っていることは問題であるとの意見もあった。

問題の難易度については、適切であるとの意見が多数であったが、すべての問題が受験生の思考力・応用力を試す問題であるため難易度が高いとし、知識・理解を問う標準的な問題を入れるべきであるとの意見もあった。

設問1の小問1については、下記のような厳しい意見が出された。「少数株主による総会招集請求を株式会社の機関としての行為に準じて、監査役の違法行為差止請求の可否として検討させるのは、やや難解な問題である。このような典型的な論点とは言えない問題を『設問1』として設定すれば、解答における時間配分を誤り、設問2まで十分に書き切ることができない事態が想定される」。「監査役が株主総会の開催をやめるように求めるという点で場面が特定されているから、監査役の権限に関する規定を探せば会社法385条の適用・類推適用の可否を検討すべきことに気付く学生は一定数いると思われる。そのため、出題として不適切とは考えないが、かなりの応用的論点であること、出題の元ネタ(東京高決令和2・11・2金判1607号38頁)は重判に採用されていない裁判例であることからすれば、…最初の設問として問うのは酷だったのではないか」。「同条の類推適用の可否は受験生レベルでは論点として広く認識されているわけではないので、そのような類推適用の可否について検討を求めることは、会社法に対する受験生の基本的な理解を問うという意味では、やや酷ではないかと思われる」。「設問1の小問1は、多くの受験生が全く考えたことがない問題と思われる上に、問題の所在の理解が困難であり、受験生の実力を測る上で適切とは考えられない。監査役の権限に関する条文から要求される問題の距離が遠すぎ、類推適用の思考を求めるにしても難易度が高すぎる問題である。…教育からの距離が遠く、何を書けばいいかが受験生にとって不明確である点で、近時の司法試験問題の中でも悪問に位置づけられる問題である」。実際、アンケート実施後に公表された採点実感において、会社法第385条第1項が問題となることに気が付いたが、「会社法に基づいて本件臨時株主総会1の開催をやめるように求める手段」として何を論じるべきかがわからず、不良と評価される答案が相当数あったと述べられており、これら指摘の正しさが裏付けられた格好だ。また、仮処分についてまで検討を求めることが適切であるかについて疑問を呈する意見もあった。

問題の分量について適切であるとの意見があったほか、問題の形式について、昨年と異なり、事実がむやみにひっくり返ることなく、事件の推移が理解しやすいことを評価する意見

があった。

出題趣旨については、問題検討の際のポイントが分かりやすく記述されており、学生が今後どのように学習を進めるべきかの指針としての役割を果たすものとなっているため、妥当である、という意見が大方の考えを示しているであろう。ただし、必ずしもコンセンサスがなない事項について断定的な解説をしたり、普通に考えると出てこない解釈論が考えうる解答の例として示されることがあり、受験生を惑わせているのではないかとの懸念を示す意見があり、設問1の小問2に関して、利益供与の禁止を定める120条1項の類推適用を論じるには、会社提案議案に反対する委任状を勧誘するために利益が供与される場合の違いなども考察する必要がある、利益の供与により株主の意思が歪められる可能性から直ちに総会の公正な運営が害され得ることを指摘するだけで類推適用が肯定される、という正解筋を出題趣旨に明記したことは、生煮えの議論ではないかとの意見があった。また、採点実感について、出題趣旨には2時間8頁で書くことが難しいと思われる多くの論点について言及されているが、採点実感を併せて読むことでメリハリをつけることができ、採点実感の存在意義は大きいので、もう少し早く公表してほしい、という意見があった。

「当該科目の試験のあり方についてのご意見」では、在学中受験により受験準備のための期間が短縮されたことを考えると、応用力・思考力を問う出題も必要だが、基礎力をしっかりと量る問題も出題することが望ましく、今年の出題水準が適切であるのか検討する余地はある、という意見があった。在学中受験への対応については、特段の対応を必要としないとの回答がある一方で、司法試験実施前に学修内容が完了するよう商法演習科目の前倒しの検討が必要である、商法の仕上げ時間が圧迫されることへの対応を検討しているとの回答もあった。また、2026年度から実施予定のCBT受験に関する早めの情報開示を求める意見のほか、会社法などは複数名の主体が取引や行動を取るため、手元でメモを取れるようにすべきであるとの意見もあった。

(c) 民事訴訟法分野

論文式試験問題について回答があったのは29校であり、そのうち「適切」としたのは11校(37.9%)、「どちらかといえば適切」としたのは17校(58.6%)、「どちらともいえない」としたのは1校(3.4%)、「どちらかといえば適切でない」、「適切でない」としたのは0校(0.0%)であった。無回答は6校(17.1%)あった。

「適切」と「どちらかといえば適切」との回答をあわせると、28校(96.6%)であり昨年度(92.3%)よりも比率が増加している。

自由記載欄について、「どちらともいえない」との回答には記載がなかったため、以下では「適切」・「どちらかといえば適切」との回答から積極的評価と消極的評価を抽出してみた。

まず、積極的評価としては、「民事訴訟法上の主要な法概念やこれに関連する重要判例に

関する基本的な理解を問う問題と、それをもとにした応用力ないし発展的思考力とを問う問題とが組み合わせられており、受験者の到達度や習熟度を測るに適切な問題であった。応用的・発展的な問題においても、著しく高度な知識は要求されておらず、法科大学院修了相当の理解をもとに、問題文中の指示ないし誘導に従って比較的無理なく結論に到達することができるよう、相応の配慮がされていたことも適切であった」、「全体として出題範囲のバランスが非常に良かった」、「明文なき任意的訴訟担当、自白、既判力の遮断効の作用という比較的基本的な題材をもとにしたもので、ひと頃の出題に比べて大きく改善が図られているものと感じられた」、「基本問題に加えて、判例が示した基準を具体的な事案で応用できるか（設問1、任意的訴訟担当）、応用的な法解釈論を展開できるか（設問3、既判力の縮小）といった応用問題が散りばめられ、受験者の能力を様々な観点から測ることができた点も良かった。とりわけ、設問2については、弁論準備手続における口頭議論の活性化という実務上も関心が向けられている重要テーマについて、争点証拠整理手続の意義・目的から丁寧に検討させる（令和2年司法試験設問2以来の）良問であったと感じた」、「自説及び反対説を踏まえての論述が求められている」というように、積極的に評価する記載が多く見られた。誘導についても、「問題文中の指示ないし誘導に従って比較的無理なく結論に到達することができるよう、相応の配慮がされていた」であるとか、「誘導も多すぎず、少なすぎず適切である」といった積極的評価がなされている。

他方で、消極的な評価として、設問1については「最高裁の判例の判旨を具体的に示した上で、解答させた方が、判例を正確に理解しているかを問えたのではないか」、「基準が抽象的であって、受験生においても判例を十分理解する手掛かりが多くないように思われる判例に関する出題であり、かつ、事案においてもX1に付与されなかった権限（例えば、賃貸物件の管理業務権限や解除権の有無）の範囲があまり明確でなかったため、受験生においてあてはめがやや書きにくいように思われた」との意見があった。設問2については「理論上取り扱われない弁論準備手続期日での自白を扱っている点で、論述課題としては難解のように思います」という意見や、「先行自白の撤回可能性よりは、弁論準備手続の早期の期日における自白の成立・撤回可能性（ノンコミットメントルール）について検討させる趣旨の問題であるように受け取ったが、出題趣旨を見ると先行自白の撤回可能性も含めて二段構えで検討させる趣旨であったようである。そうであれば、誘導において、それがより明確になるような工夫があっても良かったように思われた」といった意見があった。設問3については「期待可能性説で書かせる問題のようですが、もう少し自由度があってもよいのではないか」との意見があった。また、全体的なバランスとして「今年度のように、年によって、学習カリキュラム上のいわゆる「前半部分（第一審手続）」のみから出題され「後半部分（複雑訴訟・上訴）」から出題されないことがあるが、前者偏重にならないことが望ましい」

以上を総括すれば、今年度の問題については、基本的な事項を尋ねつつ、基本的事項を踏まえれば無理なく解答できる応用問題であったこと、出題された分野もバランスがよかったこと、誘導も過不足なく適切であったこと等から、非常に高い評価がなされているといえ

よう。他方で、設問2について、出題内容として法科大学院にて扱われる典型的な場面とは異なる弁論準備手続での自白であることに起因する消極的意見が見られ、また、そのほかの設問においても、事案の設定や誘導のあり方についてさらなる改善点もありうることが示唆される結果となった。

出題趣旨については、「簡明かつ適切である」といった積極的な意見がある中で、例年に比べると『～を評価しない』の項目が多かったのではないかと、「設問3については、基準時後の形成権行使の許容性というアプローチを排除しつつ、いわゆる期待可能性論に誘導するのはやや不自然ではないかという印象をもちました」といった意見も見られた。

最低ライン点の設定については、採点実感等に関する意見で「求めているとされる水準が少し高すぎる」、「正解を一つに絞るのではなく、受験生の様々な考え方にも理解を示した採点をしてほしい」、「将来的には、最低ラインを決定する際に提示される案の策定にあたり、特定の最低点を採用した際に合格することになる受験者が作成した基本七科目の答案の出来栄を確認し、どのような答案を作成した者が合格することになるのかを具体的に把握した者が、原案の策定過程に参画するような仕組みを導入することが望ましい。」との意見があった。

また、本年度のものに限らない「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」については、「合格水準に到達するのに必要な記述を理解するのに適した解説が丁寧に施されており、好感がもてる。継続していただきたい。」との積極的評価もなされているが、「採点基準を具体的に示すことが難しいことは理解できるが…具体的にどのような方向に誤っていったのかこそ、答案例を数例挙げて説明すべきではないか」、「こういったことを考えてほしいという〔今後の〕勉強の指針がもっと示されるとよいかもかもしれません」といったリクエストや、「出題趣旨が以前よりも詳細になってわかりやすいが、採点者の負担が懸念される。」といった意見も見られた。また、公表時期について、在学中受験に伴い採点実感等の公表時期が従前より遅れることとなっているが、「できるだけ早い時期に公表されるのが望ましい。」との意見があった。

また、在学中受験等の制度変更に伴う教育・試験のあり方については、「いたずらに複雑な問題を出題するのではなく、民事訴訟法の基本的な理解を、その制度趣旨にまで遡って検討させるような問題を出題してほしい」、「来年度以降も、基本的なテーマについて問う出題を希望します」との意見がある一方で、出題範囲について今年は「請求の客観的複数、請求の主観的複数、上訴の範囲での出題が全くなかった。もしこれが在学中受験を考慮してのものだとすると、司法試験の出題を歪め、ひいては法科大学院における教育を歪めるおそれがあると思われる。今後の出題のあり方を注視したい」との意見もあった。また、在学中受験に伴う学生の変化として「在学中受験により超短期合格に対する意欲が強くなった結果、理論や考え方をしっかり学ぶということに対して、嫌悪感を抱

いているのではないかと思われる学生が増えたように感じられる。」であるとか、「今次、判例の理解を問う問題が出たが、判旨のダイジェストさえ書ければそれなりに評価される状態は変わら」ないため、「判例の分析を精密に行おうとする授業は役に立たないという認識が予備試験や在学中受験を狙う学生の間で定着しつつあるように思われる…が、双方向授業を中心に構築されるべきとされる法科大学院教育を成り立たせる前提が失われつつあるように感じている。」との意見もあった。そのほかにも、「つめこみ教育とそれに対する消化不良の問題が生じる」、「自己が選択しなかった選択科目や選択科目となっていない科目（民事執行法など）を学修する余裕が全くなくなっている」といった問題点の指摘や、授業内容としても「促成栽培の法曹養成制度となり受験対策にシフトせざるをえない」という意見もあった。

(3) 刑事系

(a) 刑法分野

論文式試験の刑法分野について回答があったのは 33 校（昨年度は 25 校）であった。

回答は、「適切」とするのが 16 校（48.5%。昨年度は 9 校）、「どちらかといえば適切」とするのが 11 校（33.3%。昨年度は 12 校）であり、これらをあわせて積極的評価を示すものが 27 校（81.8%。昨年度は 21 校）であった。他方、「どちらともいえない」とするのが 2 校（6.1%。昨年度は 1 校）、「どちらかといえば適切でない」とするのが 4 校（12.1%。昨年度は 3 校）、「適切でない」とするのが 0 校（昨年度は 0 校）であった。昨年度に続き、今年度も「適切」とする法科大学院数が半数以下となったものの（昨年度の「適切」の割合は 36%、令和 4 年度は 71.9%）、昨年度の割合からは増加し、積極的評価の割合も 8 割を超え（昨年度の積極的評価の割合は 84%、令和 4 年度は 96.9%）、なお高い水準にあるといえることから、本年度の問題も法科大学院には依然として好意的に受け取られているといえよう。

出題形式については、平成 30 年（2018 年）に大きな変更がなされたが、新たな出題形式は各法科大学院に完全に定着したものと思われ、各意見は、それを前提に評価しているといえよう。今年度の問題に対しては、「出題の仕方を工夫し、受験者に考えさせる問題になっている」、「異なる結論を導きうる見解を問う形式は今後も維持して頂きたい」といった好意的な意見が見られた一方で、「出題形式として誘導・解答条件が多い」、「例年以上に設問での検討事項の指示が具体的であり、そこまでしないといけないものなのかやや疑問」、「設問 1 についてはなお書きを付す必要がなかったのではないか」といった、指示・誘導に関する指摘が今年度はいくつか見られた。どこまで誘導するかは検討すべき課題であるが、在学中受験が始まった現在においては、「解答にあたって従うべき条件が過度に細かく指定されている印象を一見して受けるが、ここまで誘導しないと全体として点数が出ないという判

断であろうから、受験生の現状を前提とすると仕方ない」といった見方も可能かもしれない。

解答時間・難易度については、「全体として分量と難易度のバランスがとれていた」、「内容・問題量ともに実力を測るために相応しい」といった好意的に捉える意見が多数を占める一方で、「まだ全体に丁寧な論述を心掛けている受験生には、例年と同じく、時間不足」、「設問の指定に従ってしっかり論じようとするれば、解答時間が足りなくなるおそれがあるのではないか」といった意見や、逆に、「易しすぎる」といった意見も見られた。

内容に対しては、「単純な論点主義では対応できない、刑法の問題の本質を理解しているか否かを問う形の問題」、「総論及び各論の主要論点がうまく組み合わせられていて、良問」といった好意的な評価が多く見られた。

個別の設問については、設問2に対し、「小問形式による誘導を用いて、理論的関心への応答を含んだ解答を求めることで、丁寧に学修している受験生には適切な解答がしやすく、逆に判例の結論や定型的な論述例の暗記だけで対応しようとする受験生には解答しにくくなるように工夫されている」といった肯定的な意見が見られた一方で、「学説の対立を前提に解答させるもので、実務法曹選抜試験の趣旨からみて必ずしも適切とはいえない」、「特定の学説の問題意識を踏まえた設問・問い方であるように見受けられるが、そうだとすれば、法科大学院での標準的な学習内容を踏まえた出題といえるか、疑問」といった、設問が学術的過ぎるとする趣旨の意見がいくつか見られた。それに対しては、「学説の正確な理解を問う側面が高くなったように感じられる。その傾向が強くなりすぎると実務家登用試験としての適切さに疑問が生じ得るが、現在の水準であれば、依然として適切な出題である」といった見方もあった。司法試験は実務家登用試験であることから、学術的な設問にするにしてもその水準には留意し、過度に学術的となって難易度が高くなり過ぎないように、配慮する必要があるといえよう。

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定については、「出題の趣旨は詳細であり、今後の学習に生かすことができる点で、適切」、「このような詳細な内容を示した公表を継続して頂きたい」、「特定の方法を正解視することを避け、結論の微妙なケースを提示している点は高く評価できる」といった好意的な評価が多く見られる一方で、「取り上げられている『考え方』と『このほかにも様々な考え方があり得る』とされた考え方とで、取り上げるか取り上げないかを区別する基準、取り上げる考え方の数については、一考の余地がある」、「『様々な見解があり得る』とするなら、関連ワードだけでも記載した方が良い」といった注文も見られた。最低ライン点についての意見は多くは見られなかったが、「やや低すぎる」とする意見があった一方で、理解できるといった意見もあった。

本年度のものに限らない出題趣旨、採点実感については、「詳細に記述されており、学生にとっても、刑法論文式試験問題を深く検討する上で重要な資料となっている」、「詳細な記述を引き続きお願いしたい」といった肯定的な評価が多く見られる一方で、「出題趣旨はこれほど詳しくなくても良いのではないか。限られた範囲の回答への誘導になる」といった意見もわずかながら見られた。また、「近年の『出題趣旨』や『採点実感』では、作題担当者

の自説が出すぎているように感じる」、「『出題趣旨』の記載は一定の特殊な立場に立ったもののように読める」といった取り上げる見解に関する意見や、「出題趣旨につき、『出題』趣旨である以上出題直後に公開可能なはずである」といった公開時期についての意見が見られた。

近年の制度変更との関係で、当該科目の教育のあり方に変化が生じたかについては、「これまでの授業の在り方を変更する必要性はない」といった意見が見られる一方で、「早期から司法試験問題を解くことを前提とした教育方針を取らざるを得ない」、「重要度に応じた授業内容の取捨選択が厳しく問われるようになってきた」といった変化に言及する意見もいくつか見られた。

当該科目の試験のあり方については、「法科大学院での教育（インプットとアウトプット）が追いつかない」、「もう少し、試験の時期を後にずらせないものか」、「3年次配当科目の形骸化が助長されることを憂慮する」といった否定的な意見が多く見られ、在学中受験への対応に頭を悩ませている各法科大学院の姿がうかがえる。他方、昨年度も同様の趣旨の意見があがっていたが、「司法試験の出題範囲が、より基本的なものに限定されれば、それに対応した教育が可能になる」、「本年度のような出題であれば、刑法科目の授業や試験の内容に大きな変化を加える必要は感じておらず、従来通りの方針で質の向上に努めたい」といった意見も見られるところであり、在学中受験を考えた場合、難易度については特に留意する必要があるように思われる。

上記に引用した意見のほかにも、紹介しきれなかった示唆に富む意見が多く寄せられており、是非とも回答付記意見を参照していただきたい。

(b) 刑事訴訟法分野

本年の刑事訴訟法・論文式の出題は、〔設問1〕が所持品検査の限界及び違法収集証拠排除法則に対する理解を問い、〔設問2〕がビデオ撮影の適法性を問うものであった。この出題について、31校（昨年は30校）からの回答があり、「適切である」と回答したのが19校（61.3%。昨年は66.7%）、「どちらかといえば適切である」と回答したのが11校（35.5%。昨年は30.0%）、「どちらともいえない」と回答したのが1校（3.2%。昨年は0.00%）。「どちらかといえば適切でない」「適切でない」との回答はなかった（なお、昨年は「どちらかといえば適切でない」と回答したのが1校）。「適切である」「どちらかといえば適切である」という積極的評価が多数を占めたことから、基本的には肯定的に受け止められているとみてよいだろう。以下では、寄せられた個別の意見を引用しつつ（括弧内は回答付記意見の頁番号）、検討する。

例年、捜査法分野から1題、公訴・証拠法分野から1題というバランスで出題される傾向があるが、本年は、「全体として公訴提起前の手続に重きを置きすぎており、刑事手続全般に関する理解を問うという面では、少々物足りない（37頁）」、「今回の問題は、違法

捜査に偏った出題という印象でもあった(40頁)」、「やや捜査法に比重が置かれ過ぎていた(41頁)」といった指摘がみられた。たしかに、証拠能力の有無を証拠収集過程の違法との関係で検討させる設問と、捜査の適法性を正面から問う設問であったため、出題論点のバランスという点では、やや偏りがあったようにもみえる。また、「構成の仕方次第では第1問と第2問の間で(また、事実の評価の仕方次第では第2問の各小問の間で)検討すべき問題点が重複してしまう余地もあったように見える(40頁)」という指摘のとおり、所持品検査と(任意捜査としての)ビデオ撮影は、いずれも比例原則に基づく衡量判断を通じて検討されるものであるため、その点でもやや偏りがあったともいえる。仮に公訴に関わる論点や捜査法分野から全く別の論点を併せて出題した場合には、2時間の試験時間で論じるべき事項が増えすぎてしまう懸念もあるから、出題者側においては当然意図してのことであると考えられる。とはいえ、このような指摘があったことは翌年度以降の作題に当たって留意事項の1つとされることを期待したい。

関連して、「設問1」が捜査法から、「設問2」が公訴・証拠法等からという順序で出題されることが過去には多かったが、本年は、証拠法分野に関わる論点が事例の前半に出てきたため、順序が変わっている。このこと自体は、捜査の端緒である所持品検査とこれの成果として獲得された証拠の証拠能力を問う出題であることによるものなので、特段の問題があるわけではない。ただし、出題の構成に関連して、「〔設問1〕と〔設問2〕は、事例の出発点が『本件アパート』であること、犯罪が覚醒剤事犯であること」という2点で関連するが、それ以外の点では関連性が薄いように感じた。言い換えれば、単発の事例問題が2つ並んでいるような印象を受けた。(中略)刑法と同じような出題形式にして、【事例1】と〔設問1〕、【事例2】と〔設問2〕をそれぞれ対応させるといった形にするのも一案ではないか(39頁)」という指摘があった。手続の各過程における論点をバランスよく1つの事例に盛り込むには相当の技術を要するが、もしもこの前提を変更することで出題の幅が広がるのであれば、一考の価値はあるように思われる。

出題されたのはいずれも典型論点であり、これらを知らない受験者はほぼ皆無であったのではないかと考えられる。このことは、「法科大学院で必ず取り上げる重要判例をベースとし[ている](36頁)」、「基本的学識とその具体的事例に対する適用力等を試す問題である(37頁)」といった意見にみられるように、概ね一致した評価ではないかと思われる。

さらには、「いささか平易に感じられる(39頁)」、「記憶力や大学受験レベルの勉強で対応できる点でつまらない問題である(39頁)」などの意見もみられるが、これに対しては、「設問2の居室玄関のビデオ撮影に関しては、玄関内側や奥の部屋に通じる廊下の映り込みをどう評価するかにはかなり応用的な問題であり、対応できない受験生が出たと予想される(38頁)」、「ビデオ撮影の事実評価は、詰めて考えると難しい問題を含んでいるように思われる(38頁)」といった指摘のとおり、大半の受験者が知っている法規範を具体的事例に当てはめる段階における応用的思考や事案の分析能力を試しているとみるこ

とも可能である。

実際、アンケート実施の時点では未公表であった採点実感を参照すると、本年度で出題された違法収集証拠（派生証拠）の証拠能力に関しても、また、任意処分の適法性の限界に関しても、正確な理解を欠く答案が存在したことがうかがわれるのであり、受験者の能力を適切に測ることができたものと考えられる。

前回のアンケート調査においては、公表された出題趣旨や採点実感の分量が例年より減少したことへの言及が複数みられたが、本年度の出題趣旨は昨年のものに比べて分量が増していたものの、同様の指摘が今回も寄せられた（76 頁）。「当てはめ・結論についてもう少し示唆があると、より参考になる（65 頁）」といった意見もあるように、出題趣旨（及び採点実感）については、受験生にとっての学習の指針や法科大学院における教育方針との関係で参考になるものであるため、多くの期待が寄せられていることは、改めて強調しておきたい（75～76 頁を参照）。

近年の制度変更との関係では、在学中受験が主流になりつつあることから、受験までの準備期間が短縮化されていること、これに伴い基本的事項の理解を問うという出題指針が望ましいことを指摘する意見が複数みられた（91 頁）。

以上は、あくまで全体の傾向を明らかにしたり個別の意見を抜粋したりしたものであるから、「回答付記意見」で個別の意見を参照されたい。

(4) 倒産法

論文式試験問題について回答があったのは 20 校であり、そのうち「適切」としたのは 8 校（40.0%）、「どちらかといえば適切」としたのは 7 校（35.0%）、「どちらともいえない」としたのは 4 校（20.0%）、「どちらかといえば適切でない」としたのは 1 校（5.0%）、「適切でない」としたのは 0 校であった。無回答は 15 校（42.9%）であった。

「適切」と「どちらかといえば適切」とを合わせた回答数は、15 校（75.0%）で昨年の 77.8% とほぼ同様といえよう。

自由記載欄をみると、全体的な評価としては、「いわゆる「論点」に関して問題文の事実を使って試験の場で具体的に検討させる設問と、手続（法文）の全体像の理解に基づき試験の場で条文を引きながら思考を巡らせる設問が、バランスよく出題されている。「受験勉強」だけで結果に差が出るような問題ではなく、倒産法を体系的に理解し、制度趣旨・条文の趣旨から考えられる受験生が得点できるようになっていると思われる。」「破産、民事再生手続双方の多様な事項について、基本的問題から応用問題に及ぶ工夫された問題である。」といった積極的評価がなされている。

個別の設問として、大問 1 の設問 1 については、「役員責任追及に関する破産法上の制度の理解を、条文と趣旨に即して問う問題で、良問である」との意見があった。大問 1 の設問 2 については「破産者の資産状況等の情報収集のための制度に関するもので、過去問に見ら

れないが、論点主義に陥ることなく、実務家として条文を駆使して回答を導く能力が問われており、良問と考える」との好意的な評価が見られた。大問1の設問3については、「事業譲渡の事例であるが、近時の裁判例などでも検討がなされており、学修がなされていたのではないかと思う」との積極的評価もあったが、「債務引受を伴う事業譲渡についてどのような否認を認めるか自体が難問であり、更に事案において併存的債務引受なのか免責債務引受なのか明確にされておらず、場合分けをして検討する必要まであることを考えると、若干難易度の高過ぎる問題だったのではないか」、「詐害行為否認と偏頗行為否認の区別について考えさせる問題であるが、やや難しいように思われる。」、「研究者・実務家の間でも議論が収束していない論点を考えさせ、時間内に起案させるのはあまり適切とは思われない」等の消極的評価が複数見られる。

大問2については、設問1について「第2問設問1は、第1問設問1・設問2と同様に、良問と考えるが、小問が多すぎるように思われる」との意見があり、設問2のうち特に(2)については「1200万円という違約金額の妥当性を判断する手掛かりが事案上ほとんどない状況で、実損害金額がないという事情のみから違約金条項の有効性について検討することは困難ではなかったかと考える」、「問題文の「なお」書きの理解が難しい。出題趣旨に書かれているようなことをこのなお書きから起案させるのは無理であろう。」といった意見も見られた。

全体に関するものとして、「第1問設問1・2、第2問設問1・2(1)では、制度や条文の理解とその適用が求められているが、やや細かい条文も含まれ、全体として分量が多い」といった問題の分量に関する意見、また「条文を読んで書くだけの問題の比重が多くなったように感じられるので、これらの一部を中程度の難易度の問題に置き換えること、また、知っていたか否かで得点の可否が分かれる問題もあったことから、これを中程度の難易度の問題に置き換えることによって、全体的に設問の難易度の落差を縮小した方がよかったように思われる」、「毎年出題することは難しいと思われるが、令和5年度大問2-2(1)のように、破産手続と民事再生手続において相違がある点について、両手続の趣旨・目的の相違を踏まえて対比しつつ解答させるような出題があると、破産法と民事再生法を連動させた学修に向けてのインセンティブとなると思われる」との出題内容に関する意見もあった。

以上を総合すれば、本年度の出題も、破産法・民事再生法の基本的な理解を問うものとなっており、概ね肯定的な評価がなされているといえよう。しかしながら、例年と同じく、設問の分量が多すぎるとの指摘がなされている。また、条文重視の傾向が強くなったことを積極的に評価する意見もあれば、消極的に捉える意見も見られたところである。それから、個別の設問としては大問1設問3の事業譲渡の否認について消極的評価が複数見られている。

今年度の出題趣旨等については、「出題趣旨は丁寧に記載されていると思う。」「このレベルの出題であれば、適切に学習をしている学生であれば、25%を下回ることはない(下回

る受験生は基本的学力が欠如しているといえる)と思われるため、最低ライン点の設定についても問題はないと思われる」との積極的評価もあったが、大問1設問3について「詐害行為否認の検討についてのみ言及がされているが、これが偏頗行為否認説を前提とする解答を否定する趣旨なのかが不明確である」、「大問2〔設問1〕では、判決の効力まで加点事由になっている旨の記載があるが、出題では債権者の取るべき手続について回答を求めているに過ぎないので、これを加点事由とするのは出題文言と合致しない」、大問2設問2(2)について、「出題趣旨では「3000万円」の違約金条項とあるが、これは誤記ではないか。」との指摘があった。

また、本年度のものに限らない「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」については、「受験生にとっても、ロースクールの教員にとっても、明確な指針となる内容だと思われる。」、「採点実感」については、今年度版がまだ公表されていないため一般論となるが、例年詳細な採点実感を作成・公表いただいております、大変参考になる」との積極的評価もある中で、「受験生の中には、採点実感で触れられていることすべてについて言及しなければならないのではないかという誤解をしている者がいるため、本来は法科大学院においてもそうした点について注意喚起をする必要がありそうだが、なかなかそのような機会(実際の「採点実感」に即した解説などを行う機会)がないのが実状であり、「採点実感」において、骨子として最低限述べるべき点はどこなのかについて、示すことも一考に値するかもしれない。」といった意見もあった。また、「要求している水準が高すぎることもある。研究者として、あるいは実務家として当然と思っていることでも、選択科目で勉強している受験生には負担が重過ぎる項目もある。また、研究者として、あるいは実務家として当然と思っていることでも、改めて考え直せば、極めて難しい事項もある。そうした点につき、配慮が足りない気がする」との消極的評価があった。

在学中受験等の制度変更に伴う教育・試験のあり方について、まず教育面では「在学中受験を想定すると、倒産法を2年次に受講する必要がある、2年次の他の必修科目と重ならないよう調整が必要となる」、「選択科目の開講・履修時期が、在学中受験生の場合、授業中と重なることが多い。そのため、時間的に前倒し履修を進めざるを得ず、他の基本法律科目とのバッティングが問題となる。本年度試験的に、専任教員による夏季集中講義での開講を実施したが、課題も散見され、必ずしもよい方法とはいえなかった。そのあたりの問題を、各法科大学院に任せるのではなく、文科省、法務省、法科大学院協会などと連携して、方法を模索できるのが望ましいと考える。」といったように、在学中受験のために選択科目の開講方法には工夫・調整が必要となっている現状が指摘されている。また、出題内容についても、「ややもすれば受験者離れを起こしている倒産法においては、徒に難解な問題の出題は控えるべきである。一昨年度においては、司法試験本試験・予備試験問題ともに、最高裁判例や学説にとらわれ過ぎ

て受験者側の事情への思いが足りなかったように思われる。特に、在学中受験の受験生には配慮が求められる。判例や学説の議論にとらわれず、条文の当てはめや原理原則の基本的な理解を問うことに重点を置いた方がよいのではないか。その点につき昨年度から今年度にかけて改善が見られることについては評価できる。」として今年度の出題を評価する意見や、今後についても「在学中受験までに選択科目を履修し、司法試験レベルまで引き上げることができる者は少数にとどまる。そのため、今後の司法試験の問題としては、より基本的な知識を問う問題とすることで十分であると考え」とする意見、また「在学中受験について、新制度開始以来2年連続で高い合格率を示していることは、正直意外の感もあるところであるが、今年度の出題に顕著にみられるように、基本知識に関する出題を多くするなど、出題における在学中試験受験に対する配慮も影響しているかと推察するところである。こうした出題傾向を踏まえ、授業において扱う内容についても、従来よりも、より基本的な知識をベースとした内容にシフトし、発展的な内容や実務的な取扱いについては、余り欲張らないようにするなど、対応していくことが必要とされると改めて感じている」といった、今年度の出題傾向を教育面にフィードバックする必要性を述べる意見もあった。

(5) 租税法

回答を寄せた17校のうち、5校(29.4%)が「適切」、9校(52.9%)が「どちらかといえば適切」、と回答し、「どちらともいえない」と回答したものが1校(5.9%)、「どちらかといえば適切でない」と回答したものが2校(11.8%)、「適切でない」と回答したものはゼロという結果であった。昨年は、「適切」との回答が61.5%、一昨年が40.0%であったのと比べ、今年度は、「適切」との回答が29.4%と、さらに低い評価になっている。租税法のアンケート結果については、隔年で高低が変化する傾向にあるが、本年の問題については、「どちらかといえば適切でない」との回答が2校(11.8%)あることから、一般的には低めの評価となっているが、他方で、個別意見では積極的に評価する意見もあり、評価が分かれているとみることができよう。

「適切」であるとした回答に付記された意見をみると、「試験範囲の全般にわたり、基本的事項を中心に満遍なく出題されている」、「問題文自体がわかりやすく、解答者を不用意にミスリーディングする要素がないから」、「出題範囲内である」等の意見が寄せられたが、他方で、「設問1について事実関係が錯綜しており難問であったと思われる。もう少し単純な事例でもいいのではないかという印象を持った」との指摘もみられた。

「どちらかといえば適切である」との回答の付記意見では、様々なコメントが寄せられていた。「司法試験の問題としては、少し難しいのではないか」、「租税法の全体像を理解していることや私法上の性質決定を問う問題が含まれており、全体として適切であった。ただ、

今年度はボリュームが多く難易度が高かった」、「全体としては基本的知識を問う出題であるが、第2問の一部の問がかなり委細な条文に関する知識を問う問題であるように思われた。また、問題の分量が多く、時間が足りないのではないか」、「難易度自体は決して高くないが、出題内容が所得税法及び更正の請求等の手続に偏重しており、かつ重複が多いことに加えて、設問数が多く、時間内に過不足のない答案を作成することは困難であったと思われる」、「標準的な学習をしており、かつ各設問を落ち着いて正確に読むことができるならば、求められている水準の解答に到達することはそれほど難しいことではないと思われる。ただし、第2問の設問3については、事例と同種の裁判例を知っているかどうかで大きな差が出る可能性がある」、「第2問は、租税法令の基本的な理解と主要判例の理解を問う設問として良問であると評価できる。一方で、第1問には、国税通則法の条文を単に知っているか否かという暗記の有無で左右される設問が存在しており、当該設問については適切でないと考える」、「全体を通じて、第1問設問2で更正の請求を、第2問設問1で源泉徴収を扱っている点で、手続法にも目配りされているのは、良い点である。他方で、法人税に関する出題が第2問設問3にしかないのはやや物足りなく感じる。手続法の設問を1つにして、法人税をもう1問加えると、よりバランスが良くなると思われる」、「各設問の難易度も、全体として適切だと考える。ただし、易しい問題が多いとはいえ、少し解答の分量が多すぎるとの印象も持った」、「法科大学院の授業時間の関係上、なかなか民法も踏まえた応用的な内容まで教えることができないので、…特に手付金の扱いについては難しかったのではないか」等の具体的な出題内容についてのコメントが多く寄せられた。

「どちらともいえない」との回答では、「回答すべき内容が少し多すぎるような気がした」との付記意見があった。

「どちらかといえば適切でない」との回答の付記意見では、「第1問について、私法上の法律関係の把握や分析に基づいた租税法の適用や解釈能力を試す出題意図は理解できるが、国税通則法に関する深い理解を必要としており、やや難易度が高い印象を受ける。第2問についても、所得税法9条1項15号の括弧書きや法人税法の減価償却費の別段の定め、『生活に通常必要でない資産』の解釈など、同様に難易度が高い印象を受ける」とのコメントが寄せられた。

今年度の租税法の問題については、試験範囲の全般にわたり、基本的事項を中心に満遍なく出題されており、全体としては基本的知識を問う出題であるとの評価がなされているが、他方で、設問によっては難易度が高く、また、設問数も多いため、時間内に過不足のない答案を作成することは困難ではないか等の指摘も寄せられている。

出題趣旨・最低ライン点の設定についての意見としては、「従来よりも少し難しくなったのではないか」、「第2問の出題趣旨において、『所得税法を中心に、租税法令の基本的な制度と理論が理解できているか、主要な判例の規範を踏まえつつ、各法令上の要件につき説得力のある解釈論を展開し、事案に適切に当てはめる能力があるか』とされており、同出題趣

旨が問題文及び設問にも適切に反映されていた。一方で、第1問については、基本方針・出題趣旨は概ね第2問と同じであるものの、国税通則法に関する手続面などやや細かい事項において（単なる）条文の記憶の有無で左右される設問（小問）が存在しており、上記趣旨に沿った問題構成となっていない。この点は、出題趣旨に沿った設問内容となるように、今後改善されるべきであると考え、「法人税法と国税通則法などの手続法の出題について、法科大学院のカリキュラムをふまえた出題範囲や内容となるようにご一考いただきたい」等の意見が寄せられた。

また、出題趣旨及び採点実感に関する意見としては、「毎年詳しく書かれていて、有益なものとなっている」、「採点実感は、充実しており、高く評価している。現在のように、出題趣旨において、一定程度踏み込んだ内容を明らかにすることを、ぜひ続けていただきたい」との積極的なコメントのほか、「選択科目なので、導入的な易しい問題と、発展的な難しい問題を、適度なバランスで配置いただくのがよいのではないか」、「過去の採点実感では関連する最高裁判例等を明示することまで要求されていたことがあるが、法科大学院での教育方法に影響するため、現在でも同様の方針であるか改めて採点のポイントをお示し願いたい」、「事件名の明記を求めるのはやめた方が良い」などの具体的な指摘もなされていた。

なお、租税法の科目の試験のあり方についても、様々な意見が寄せられたので、紹介しておきたい。「最近、問題数が多くなり、問われる点が具体的になっており、三段論法の展開を丁寧なことを求めない問題になってきている。そのこと自体は、当たり外れをつけることなく満遍なく学習させることにつながるため、好ましく思っている」との意見のほか、在学中受験との関係での法科大学院の租税法の授業への影響、変化について、「在学中受験が一般的になったため、既修者の場合、事実上2年目の前期学期の前半分までしか授業の機会がない（つまり2.5学期の教育で受験させることになる）。それに応じて授業時間も減少し、また、受験を意識した授業とせざるを得ないのが現状である」、「従前よりも、基本的な部分についての理解力を付けさせるように努力している」、「司法試験受験に間に合うよう租税法演習を2年次後期に受講するように学生に勧めている」等の法科大学院の租税法の授業の現状についてのコメントのほか、「在学中受験に対応したカリキュラム改訂で、演習科目を2・3年次秋冬に配当したところ、実際にはキャップ制等の事情により、当該演習科目を履修せずに、受験に臨む学生が一定数現れた。同様の状況が全国的にも存在するのであれば、司法試験の内容及び範囲は基本事項に限定してほしい」、「所得税法を中心に基本的な租税法令の解釈や適用能力を養成することを学修目標としている。一方で、選択科目としての限られた授業時間の中で、法人税法や国税通則法など手続法については十分に学修する時間がとれない現状がある。当該科目の出題範囲や内容において、その点をご配慮いただきたい」等の司法試験の出題についての具体的要望も寄せられている。なお、「法科大学院最終学年（3L）の秋学期に、司法試験の選択科目（基礎科目である租税法）をベースとした、ビジネスロー分野の先端的・発展的科目（応用科目である国際租税法や金融取引課税法など）について、多くの受講生が例年よりも熱心に受講している」との情報も寄せられている。

(6) 経済法

経済法について、回答のあった法科大学院は 18 校 (51.4%。昨年より 5 校の増加) で、無回答は 17 校 (48.6%。昨年より 6 校の減少) であった。

問題が「適切である」と評価したのは 8 校 (44.4%。昨年より 4 校の増加) で、5 年連続で選択科目全体の平均値 47.5%を下回った。「どちらかといえば適切である」と評価したのは 5 校 (27.8%。昨年と同数) であった。肯定的な評価をした法科大学院の数は昨年より 4 校増加して 13 校で、回答のあった法科大学院の 72.2%を占める。これは選択科目全体の平均値 80.6%を下回っており、国債関係法 (公法) に次いで 2 番目に低い値である。

「適切でない」との回答は昨年に引き続いて 0 校で、「どちらかといえば適切でない」との回答が 1 校 (5.6%。昨年より 1 校の減少) であった。否定的な回答は昨年より 1 校減少して、1 校となった。「どちらともいえない」との回答は昨年より 2 校増加して 4 校 (22.2%) であった。

問題の内容について、独占禁止法の体系的理解・基本的な論点に関する理解を問う問題であること、論点が明確で、問われている内容や論すべきポイントがはっきりしていること、現在の社会問題と経済法の論点をうまくつなげている問題であることをあげて、適切であるとする意見が多かった。もっとも、課徴金の算定を行わせることに疑問を呈する相当数の意見があり、第 2 問については、拾い上げるべき事実が多く、限られた時間で深く考察することはやや難しかったとの意見、問題設定が複雑で、もう少し単純化しても良いのではないかとの意見、不公正な取引方法と排除型私的独占とをいずれも書かせる趣旨だとすれば、時間が足りないのではないかとの意見、出題自体は適切だが、出題趣旨の後半部分が意味不明であるため、採点基準に対して懸念があるとの意見があった。また、第 1 問は、主たる論点は何かが出題の趣旨を見ても分かりにくく、第 2 問は、不公正な取引方法に関する出題の趣旨が分かりにくいとの意見もあった。

出題趣旨については、下記のような批判的な意見があった。「第 1 問について、Y 社が違反主体となるか否かを、どのような要件のもと、どのような規範に基づいて分析するかが、出題趣旨に書かれていないのは不適切である。また、販売業社 9 社が違反主体となるかどうかの検討方法にも一切言及がないのも不適切である。第 2 問について、市場画定を需要の代替性と供給の代替性から論ずる旨が書かれているが、いずれについても問題文に直接の該当事実はなく、特に供給の代替性からは論ずるのが不可能ではないかと思われる。また、需要の代替性から論じた場合、『両地域』をまとめて 1 つの市場と見ることは難しい。南関東地域と関西地域を分けて論じることを求める趣旨であれば、試験問題としては不適切ではないかと思われる。また、排他条件付取引 (一般指定 11 項) が適用可能な法条として挙げられていないが、法解釈として 11 項が除かれる理由はないように思われる。」「第 1 問は、判例・実務による限りは、Y が行為主体たる競争関係にある事業者であるかが最大の論点で

あるが、その点の記述が出題趣旨にはないのは疑問である。シール談合事件判決における「実質的競争関係」の範囲内にあるとは即断できず、相当詳しい解釈論を経なければ Y を違反行為者と断ずることは難しい。…採点実感では、これらの論点についてどのような解釈と当てはめが必要だったのかを明らかにし、どのように採点をしたのか明らかにすべきである。第 2 問は、(c)の Y の新型 γ について、なるほどと思わせる出題趣旨の解説だったが、受験者に要求するのは高度に過ぎはしないか。」「第 2 問の出題趣旨について：(b) は拘束条件付取引ではなく、排他条件付取引ではないか。私的独占として構成する場合、全体として排除行為であるという構成も可能ではないか。一つ一つの行為が単独で排除行為性をもたなければならないという前提が垣間見えるが、私的独占の機能を過度に限定するものではないか。」「第 2 問の出題趣旨に疑義がある。不公正な取引方法で構成した場合の適用規定として、単独の『間接の取引拒絶』は実務上ほとんど見た事がなく、このような解答を書かせる指導をすることは、不適切と言わざるを得ない。また、(c)に関する以下の二つの文章が理解困難である。(i)『私的独占を主として論じた場合であっても(c)については、取引妨害について別個に論じることが要請される。』とあるが、実務上、一つの事件で私的独占と取引妨害を同時に適用することは考えられないのではないか？もしこのような解答を求めるならば、X 社が決定した方針がどのような問題を生じるのか、(方針の実施前に)アドバイスせよという問題文になるはずである。(ii)『不公正な取引方法を中心に論じた場合、(c)が排除行為に該当することについては不公正な取引方法の該当性だけではない側面も論じなければならない。』とあるが、これは日本語として破綻しているのではないか？」。また、「例年に比して若干出題趣旨の記載が薄い」、「年度によって、出題・採点者が求める答えが抽象的あるいは複数の選択肢があるような出題趣旨や採点実感があるが、より明確に、あるいは、どれを正答と位置付けているのかを明快にしていただけると、ありがたい」との意見もあった。

「当該科目の試験のあり方についてのご意見」では、在学中受験を目指す者とそうでない者とを同一カリキュラムで教育することに限界がある、在学中受験の導入に伴い、選択科目の勉強時間の確保が厳しくなっているなどの問題の指摘があった。また、試験時間は「3 時間」を今後も確保していただきたいとの意見、独占禁止法の体系的な理解を求める出題を維持すべきであるとの意見があった。

(7) 知的財産法

知的財産法について回答があったのは 15 校であった。出題内容について「適切」とするのが 9 校 (60.0%。昨年度は 15.4%)、「どちらかといえば適切」とするのが 4 校 (26.7%。昨年度は 53.8%)、「どちらともいえない」とするのが 1 校 (6.7%。昨年度は 0%)、「どちらかといえば適切でない」とするのが 1 校 (6.7%。昨年度は 23.1%)、「適切でない」とするものは 0 校 (0%。昨年度は 7.7%) であった。「適切」・「どちらかといえば適切」とする回

答が昨年度までは7割を切っていたが、今年度は肯定的評価が増加した。

今年度は個別の意見表明は必ずしも多くなかったが、上述のように肯定的な評価が増加したことをふまれば、大きな問題が見いだされなかったとみるべきであろう。ただし、在学中受験との関係での記述は複数見られ、在学中受験の受験生が十分な学習をしえないことへの懸念やカリキュラム上の工夫（ないし授業での取り扱い範囲の限定）の必要、さらには、このような事情を踏まえて出題レベルを検討すべきであるとの指摘が見られた。

(8) 労働法

労働法について回答があったのは、19校で、無回答は17校、回答率は52%で、一昨年の69%、昨年の60%よりさらに低下した。回答校19校を母数とすると、13校（68%）が「適切」、3校（16%）が「どちらかといえば適切」としており、両者を合わせると16校（84%）が肯定的に評価しており、これは昨年度からさらに高い割合での好評価がなされている。「どちらともいえない」としたのは3校（16%）、「どちらかといえば適切でない」が0校（0%）、「適切でない」が0校（0%）であった。昨年度は0校であった「どちらかといえば適切」が2校となっている。

採点実感については、昨年に比べて詳細となったことについて肯定的に評価する回答がある一方で、「スタッフ管理職については、出題趣旨が引用する通達が出ているところであるが、これに従うのではなく、厳格に判断する裁判例もあるところであり、管理監督者性を否定する答案を間違いとして採点したのであれば行き過ぎではないかと考えられる。」、「なお書きではあるが、退職金の不支給の出題趣旨に関して、公務員の事案が挙げられている点にはやや疑問」、「基本的に支持しうるが、賞与の支給日在籍要件の有効性について、規範に理論的な難のある松山地判令和4年11月2日を参照すべき事例かのように挙げている点には疑問」といった意見が出された。

当該科目の試験のあり方についてのご意見については、在学中受験に伴う選択科目の履修のあり方、とりわけ学習時間不足について苦慮している旨の意見が多く示された。また、昨年に続き、法律の文言に囚われすぎず、趣旨・目的にそくした解釈を促す出題及び採点のあり方を要請する意見が示された。

(9) 環境法

今年度は、12校からの回答があり、そのうち、「適切」が7校（58.3%）、「どちらかといえば適切」とするものが3校（25.0%）と、肯定的な意見が83.3%あり、昨年度よりは若干下がったが、それ以前の年度よりは高い水準を維持している。このような評価となった大きな理由は、全体として、細かい知識や複雑な条文解釈を問うものではなく、基本的な知識や理解、重要な法制度や判例を基にした問題となっているとの認識が各法科大学院から示

されている点にあらう。寄せられた法科大学院の意見を見る限りでは、相変わらず、基本的な知識や理解を問う問題とすることが望ましいものと考えられていることが分かる。

全体としての評価は高いものの、注文ないし問題点も寄せられている。主要には、問題の分量が多いこと、これまで出されてこなかった分野からの出題があったこと、特異な法令が出題されていること、といったあたりが指摘され、改善を求められている。特に、条例に関する問題が出されていることに対する指摘が注目される。在学中受験者にとっては選択科目の学習時間が少なくなること、環境法科目にさほど単位を割いていない法科大学院もあることから、問題の質・量ともに、適切なものとするをを求める意見が目立った。具体的な意見の内容は各法科大学院であまり違いはないものの、肯定的とは言えない意見が寄せられた（「どちらともいえない」、「どちらかといえば適切でない」との回答がそれぞれ1校、8.3%）原因も、このあたりにあるものと考えられる。毎年のことながら、あまり難しくしないこと、あまり分量を多くしないことが各法科大学院から求められ、批判されるという傾向が続いている。

(10) 国際関係法（公法系）

アンケートへの回答は14校（40.0%）からあり、無回答は21校（60.0%）であった。昨年は16校、一昨年は20校であったことから、回答校の数は減少傾向にある。出題について「適切」と評価するものは5校（35.7%）、「どちらかといえば適切」であるとするものは3校（21.4%）で、合計8校（57.1%）が一応適切であると評価している。「どちらともいえない」とするのは、4校（28.6%）であった。「どちらかといえば適切でない」と回答した大学は2校（14.3%）で、「適切でない」という回答はなかった。「適切」と「どちらかといえば適切」の合計割合は、昨年度の合計12校（75.0%）から相当に減少しているが、一昨年が10校（50.0%）であったことを勘案すると、年による変動幅の範囲にあるとも考えられる。

ただ、他の選択科目における「適切」「どちらかといえば適切」の合計割合の平均は80.6%であり、国際関係法（公法系）の57.1%という数字は選択科目8科目中で最も低い。この裏返しに、「どちらともいえない」「どちらかといえば適切でない」の合計は42.9%となっており、他の科目が最大でも20%台後半であることと比較すると、群を抜いて肯定的でない評価が強い。他の選択科目と比較すると、適切さの点で課題があったとも言える。

寄せられた具体的な意見は以下のとおりである。「適切」・「どちらかといえば適切」とする計8校に共通する見解は、幅広い分野から国際法の基本的な知識・理解を問う問題であり、重要テーマについての問題解決能力がうまく試されているというものであった。もっとも、設問によって難しさの濃淡が大きく、受験生の実力差が出るのではないかとの指摘も目立った。こうした設問間の難しさのバラつきが、逆に「どちらともいえない」と回答した4校と「どちらかといえば適切ではない」と回答した2校に共通する否定的評価の要素ともなっており、少し細かな内容に立ち入る設問が多いという指摘が見られた。とくに、第1問

設問2や第2問設問2について、そうした点が指摘されている。さらに、これら6校に共通する評価として、問題文に解釈の余地があり、何をどこまで解答すべきか焦点が絞りにくい、出題の意図が分かりにくいとの指摘が見られた。とりわけ、第1問設問3のように「どのような手段を採ることができるか」という発問は、現実には出題趣旨が示した手段以外にも多様な可能性があることを考えると、議論すべき限界の見えない設問方式であるとの指摘がある。設問で求めている知識そのものが基本的であったとしても、出題の意図が明確に伝わる発問形式でなければ、受験生の実力を適正に評価することはできない。本年度の問題に関して肯定的評価が減少した原因はこうした側面にあると考えられ、この点は改善の余地があろう。

出題趣旨・採点ライン点の設定については、概ね肯定的な回答が寄せられている。ただ、出題趣旨の説明に曖昧さを感じる、あるいは問題文から出題趣旨の求めるだけの解答を期待することは困難ではないかとの指摘も見られる。これは上記のように、設問において出題の意図が明確になっていないという指摘と連動するものであろう。出題趣旨及び採点実感については、引き続き基本的レベルの素直な問題を出題してほしいとの要望が寄せられている。他方で、複数校から、国内法曹が扱う国際法の問題からかけ離れた設問が多くなっており、このままでは法科大学院生の中に、国際法は法曹実務とは関係のない法分野であるとの認識を増幅させてしまうとの懸念が表明されている。国際法の基本的知識の修得と、国内法曹実務において国際法が重要であるとの認識の増進とを勘案した問題作成が求められていると言える。こうした要請は、当該科目の試験のありかたについての意見にも現れており、在学中受験となったことで選択科目に当てることのできる勉強時間は減少しており、そのことを念頭に、もう少し基本的な問題・論点に絞ってほしいという意見が寄せられている。そうしなければ、本科目の受験者がさらに減ることの危惧が強く表明されている。司法試験全体についての意見、司法試験のあり方についての意見はなかった。

(11) 国際関係法（私法系）

国際関係法（私法系）についての22校の回答のうち、適切と評価するものが10校（45.5%）、どちらかといえば適切であるとするものが11校（50.0%）であった。他方で、どちらともいえないとするものが1校（4.5%）、どちらかといえば適切でないとするものが0校（0.0%）、適切でないとするものが0校（0.0%）であった。

こうした割合を昨年度と比較すると、適切とするものが増大し（25.0%から45.5%）、どちらかといえば適切と評価するものも同数であり（50.0%から50.0%）、積極的な評価が全体として増大している（75.0%から95.5%）。なお、それ以外については、どちらともいえないとするものについては減少し（25.0%から4.5%）、どちらかといえば適切でないとするもの、適切でないとするものはともに2年連続皆無であった（0.0%から0.0%）。

このようにみても、全体として評価が上がったと評することができた昨年度に比して、

今年度については全体としてさらに評価が上がったと言ってもよいであろう。その原因として具体的には特に、基本的な知識・理解を問う問題と思考力を試す応用的な問題とのバランスという点に評価が集まっている。

ただ、今年度に関しては、解答時間に比して問題文の長さや設問の量が多すぎる部分があったのではないかとの懸念も少なからず寄せられている。上記懸念は今後のために留意されるべきであろう。

司法試験等検討委員会（50音順）

浅野 博宣（神戸大学） 大澤 逸平（専修大学） 小幡 純子（日本大学）

桑原 勇進（上智大学） 棚橋 洋平（早稲田大学） 早川 徹（関西大学）

早川 吉尚（立教大学） 古谷修一（早稲田大学） 堀田 周吾（東京都立大学、主任）

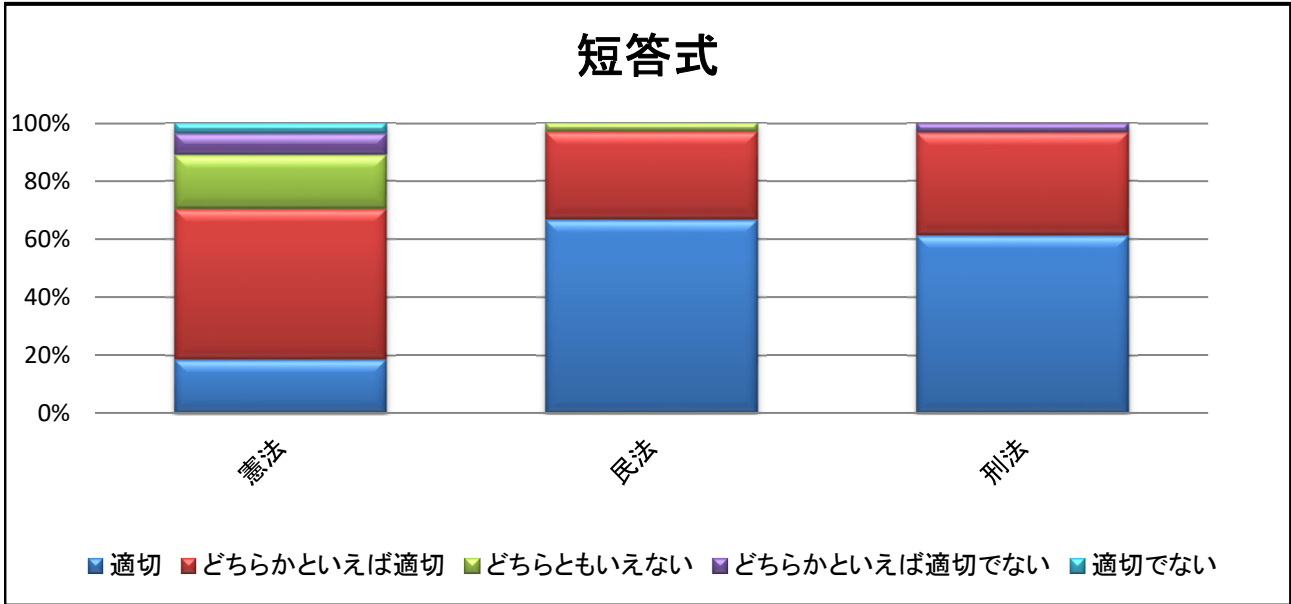
南 由介（日本大学） 米津 孝司（中央大学）

令和6年司法試験アンケート回答データ(* 小数点第2位を四捨五入)

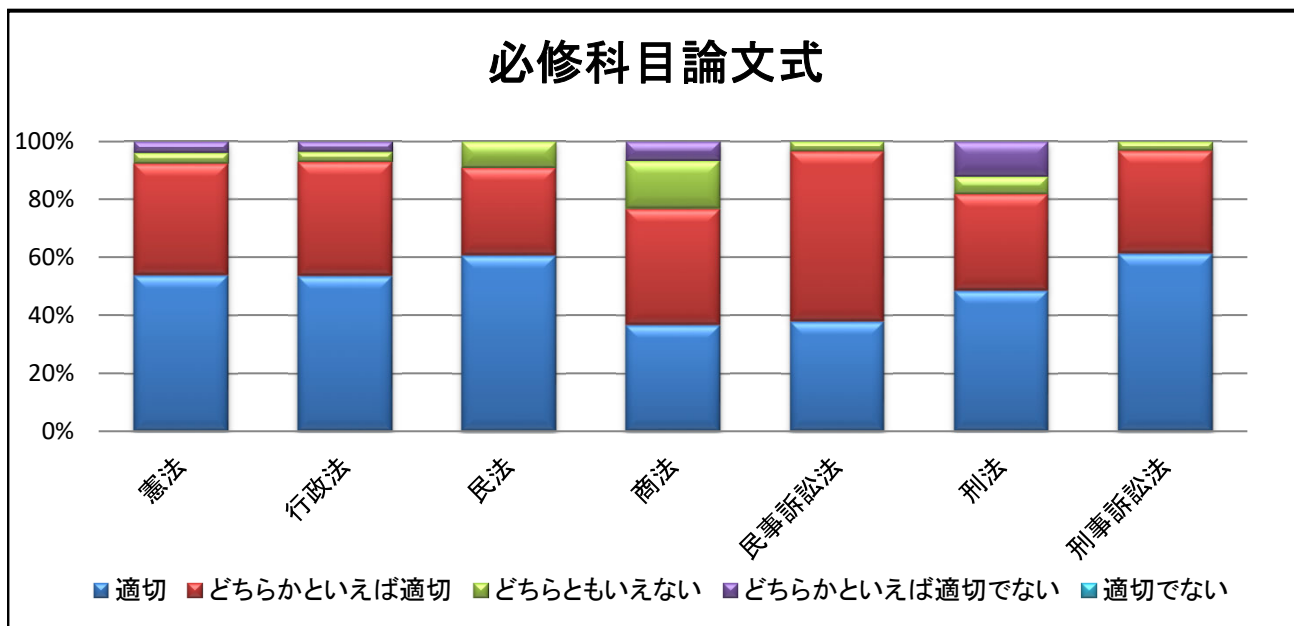
		適切	どちらか といえば 適切	どちらとも いえない	どちらか といえば適切 でない	適切で ない	回答合計	無回答	総計	評価abの 回答割合	
全体		218 49.5%	163 37.0%	39 8.9%	19 4.3%	1 0.2%	440 69.8%	190 30.2%	630		
短 答 式 に つ い て	短答全体	46 50.5%	35 38.5%	6 6.6%	3 3.3%	1 1.1%	91 86.7%	14 13.3%	105	89.0%	
	憲法	5 18.5%	14 51.9%	5 18.5%	2 7.4%	1 3.7%	27 77.1%	8 22.9%	35	70.4%	
	民法	22 66.7%	10 30.3%	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	33 94.3%	2 5.7%	35	97.0%	
	刑法	19 61.3%	11 35.5%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	31 88.6%	4 11.4%	35	96.8%	
	論文全体	172 49.3%	128 36.7%	33 9.5%	16 4.6%	0 0.0%	349 66.5%	176 33.5%	525	86.0%	
	必修全体	106 50.5%	82 39.0%	14 6.7%	8 3.8%	0 0.0%	210 85.7%	35 14.3%	245	89.5%	
	公 法 系	憲法	14 53.8%	10 38.5%	1 3.8%	1 3.8%	0 0.0%	26 74.3%	9 25.7%	35	92.3%
		行政法	15 53.6%	11 39.3%	1 3.6%	1 3.6%	0 0.0%	28 80.0%	7 20.0%	35	92.9%
	民 事 系	民法	20 60.6%	10 30.3%	3 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	33 94.3%	2 5.7%	35	90.9%
		商法	11 36.7%	12 40.0%	5 16.7%	2 6.7%	0 0.0%	30 85.7%	5 2.0%	35	76.7%
民事訴訟法		11 37.9%	17 58.6%	1 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	29 82.9%	6 17.1%	35	96.6%	
刑 事 系	刑法	16 48.5%	11 33.3%	2 6.1%	4 12.1%	0 0.0%	33 94.3%	2 5.7%	35	81.8%	
	刑事訴訟法	19 61.3%	11 35.5%	1 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	31 88.6%	4 11.4%	35	96.8%	
選 択 全 体		66 47.5%	46 33.1%	19 13.7%	8 5.8%	0 0.0%	139 49.6%	141 50.4%	280	80.6%	
倒産法		8 40.0%	7 35.0%	4 20.0%	1 5.0%	0 0.0%	20 57.1%	15 42.9%	35	75.0%	
租税法		5 29.4%	9 52.9%	1 5.9%	2 11.8%	0 0.0%	17 48.6%	18 51.4%	35	82.4%	
経済法		8 44.4%	5 27.8%	4 22.2%	1 5.6%	0 0.0%	18 51.4%	17 48.6%	35	72.2%	
知的財産法		9 60.0%	4 26.7%	1 6.7%	1 6.7%	0 0.0%	15 42.9%	20 57.1%	35	86.7%	
労働法		14 66.7%	4 19.0%	3 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	21 60.0%	14 40.0%	35	85.7%	
環境法		7 58.3%	3 25.0%	1 8.3%	1 8.3%	0 0.0%	12 34.3%	23 65.7%	35	83.3%	
国際関係法(公法)		5 35.7%	3 21.4%	4 28.6%	2 14.3%	0 0.0%	14 40.0%	21 60.0%	35	57.1%	
国際関係法(私法)		10 45.5%	11 50.0%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	22 62.9%	13 37.1%	35	95.5%	

全35校中35大学から回答あり。
 回答種別の%は、回答数に対する比率を表示している。
 回答数中に小数点のあるものは、1回答校に複数の種別の回答があったものの比率を小数点に表示している。

	短答式				
	適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
憲法	5	14	5	2	1
民法	22	10	1	0	0
刑法	19	11	0	1	0



		必修科目論文式				
		適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
公法	憲法	14	10	1	1	0
	行政法	15	11	1	1	0
民事系	民法	20	10	3	0	0
	商法	11	12	5	2	0
	民事訴訟法	11	17	1	0	0
刑事系	刑法	16	11	2	4	0
	刑事訴訟法	19	11	1	0	0



		選択科目論文式				
		適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
選択科目	知的財産法	9	4	1	1	0
	労働法	14	4	3	0	0
	租税法	5	9	1	2	0
	倒産法	8	7	4	1	0
	経済法	8	5	4	1	0
	国際関係法(公法系)	5	3	4	2	0
	国際関係法(私法系)	10	11	1	0	0
	環境法	7	3	1	1	0

